

第 3 次行政改革大綱

平成 1 7 年 1 1 月
福 崎 町

1．基本理念

平成16年3月に第4次総合計画を策定し、福崎町がめざす将来像を「活力にあふれ風格のある 住みよいまち」と定めました。この将来像を実現するために一人ひとりを大切にし、住民のいのちと暮らしを守る行政運営に取り組むことを基本理念として参画と協働による行政改革を進めます。

2．基本方針

本町においては昭和60年に第1次行政改革大綱を策定、その後、住民代表者等による行政改革懇話会を設置し、そこでの意見はその後の行政改革の取り組みに反映しました。ついで平成10年に改訂を行い、第2次行政改革大綱を策定し事務・事業の見直し、組織機構の簡素合理化などをはじめとする行政改革の実施により一定の成果をあげてきました。

しかし、前回の大綱策定から今日までの間に社会経済情勢は大きく変化しています。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権が進みつつある中で、少子高齢化の進展をはじめ住民の日常生活圏の広域化、行政ニーズの高度化・多様化、現下の厳しい地方財政の状況など市町を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に、平成16年度からの三位一体の改革による影響などにより、本町の地方交付税は大きく減少し、国庫補助・負担金の削減額は税源移譲では賄えず、本町の財政状況は厳しい状況になってきています。

こういった厳しい財政状況ではありますが、福祉、医療、教育並びにまちづくりの重点施策である公共下水道事業などの必要最小限度の事業は実施していかなければなりません。

そのような中で、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、総務省から「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」(以下「新指針」という。)が示されました。

第3次行政改革大綱の策定にあたっては、新指針を踏まえ住民に身近な基礎的自治体として、真に必要なサービスを安定かつ効果的に提供できるよう取り組みます。

また、自己決定と自己責任のもと、行財政能力の一層の向上を図り、簡素で効率的な行政体制の確立を目指すこととします。

そのためには、公正で開かれた行政の実現がかかせないことから、積極的な情報の公開と説明責任の徹底に努めます。

3．推進期間と進行管理

この大綱に基づく行政改革の推進期間は平成17年度から平成21年度までの5カ年間とします。

また、実施計画を策定し、行政改革推進本部において計画的に進行管理を行うとともに、社会情勢や住民ニーズの変化に対応できるよう見直しを行います。

なお、行政改革の進捗状況については、広報ふくさき等を活用し住民等への公表を行い、意見を求めていきます。

4. 主な取組項目

(1) 情報公開と参画と協働のまちづくり

積極的な情報の提供に努め、住民と行政が一体となって取り組む参画と協働のまちづくりを進めます。

情報公開の推進

公正で開かれた行政を実現するためには、行政情報の公開・提供が不可欠であることから、迅速かつ正確な情報提供に努めます。

また、行政への意見や要望を広く求め、住民の声を生かした行政運営を進めるため、広報広聴機能の充実に努めます。

参画と協働のまちづくり

住民、学生、事業者等と行政との協働の関係を築くため、連携体制づくりを進め、住民等の行政への参画機会の拡充に努めます。

また、ボランティア団体や NPO 等の活動が活発に展開されるよう活動の支援を行います。

行政評価の導入

限られた財源の中、事務・事業全般にわたり、最小の経費で最大の効果が上がっているか、行政が何を実施するのが適当か、住民に理解の得られる行政サービスであるか等、事業の妥当性、効率性、有効性を客観的に評価する仕組みの確立を図るため行政評価を導入します。

(2) 簡素で効率的な行政運営の推進

限られた財源や人員を適切かつ有効に活用しながら、住民ニーズや新たな行政課題を的確に把握し、簡素で効率的な行政運営に努めます。

行政サービスの向上

住民と直接に接する担当窓口の接客では、真心のこもった対応を心がけ、迅速、的確な接遇の徹底を図ります。

また、証明書の発行サービスの向上のため、平日の時間延長や土・日曜日の対応について検討します。

事務・事業の見直し

新たな行政課題や住民ニーズの変化に的確に対応し、初期の目的を達成したもの、必要性の薄れたもの、時代の要請にあわなくなったものなどを再点検し、廃止、縮小、民間活力の導入を含めた見直しを進めます。

組織・機構等の見直し

新たな行政課題や住民ニーズに対応した施策を円滑に実施できるよう適時必要な見直しを行い、住民から見てわかりやすい簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

定員管理・給与の適正化

定員管理については社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組みます。

また、定員適正化計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行します。給与についてはその業務の性格や内容を踏まえつつ、給与制度・運用・水準の適正化に取り組みます。

人材育成の推進・多様な人材の確保

行政改革の推進にあたっては職員一人ひとりが自覚と責任を持って取り組むことが大切であり、民間的な経営感覚やコスト意識、チャレンジ精神など職員の意識改革に努めます。

また、新たな行政課題に対応するための政策形成能力、法制能力、情報処理能力等を備えた人材の育成、人材の確保に努めます。

民間活力（指定管理者制度を含む）の導入

多様な住民ニーズに対応し、住民サービスの向上や行政運営の効率化を図るため、民間企業の専門知識・経営資源を活用するほうがより効果的な事務・事業については、計画的に民間活力を導入します。

(3) 安定的で持続可能な財政運営の確立

極めて厳しい財政状況の中、新たな行政需要に的確に対応しながら、歳入の確保と歳出の節減合理化を図り、住民の信頼に応えられる安定的で持続可能な財政運営の確立に努めます。

財政の健全化

住民福祉の一層の増進を図るため、行政経費の全般について徹底的な見直しを行うとともに、町税等についての収納率向上に取り組み、受益と負担の公平性の観点から使用料及び手数料の見直しを進めます。また、企業誘致を進め新たな財源確保と雇用確保に努めます。

公共工事について

公共工事にかかる入札、契約手続きについては、住民の信頼を得るため情報の公開をはじめとする透明性の確保、適切な入札方式の採用など更なる取り組みを進めます。